

市役所の職員が施設等を訪問して

マイナンバーカードの申請をサポートします！



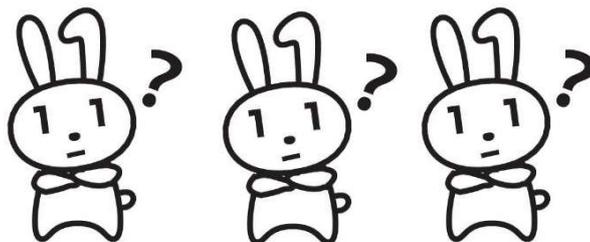
申請方法がわからない

高齢で市役所まで

出向いていけない

申請に費用が

かかるんじゃないか



そんなお悩みをお持ちの方に、職員が希望の施設等までお伺いし、マイナンバーカードの申請をお手伝いします。

ぜひこの機会に出張申請をご利用ください。

申請にかかる時間は

一人当たり約10分です

マイナンバーカードは

施設等で受けとれます

申請にかかる費用は無料です

顔写真も現場で撮影します



対象団体

甲賀市内に事業所・事務所を置く施設等

実施日時

平日の午前10時～午後3時（左記以外の時間については、ご相談ください）

申し込み方法

実施日の5日前までに、お電話で市民課（69-2139）までお申し込みください。

甲賀市ホームページ



申し込みの条件等については、裏面をご覧ください

申込条件

- ・甲賀市に住民登録のある概ね5名以上のグループであること
- ・施設等から申請者に対して、必要書類や条件について説明をいただけること

申請者の条件

- ・市内に住所登録のある方
- ・2か月以内に転出予定のない方
- ・マイナンバーカードを初めて申請する方又は10年目の更新の方
※5年目の電子証明書更新については出張では受付できませんので市民課までお問合せください。
- ・申請者本人が会場に来ることのできる方（顔写真を撮影するため）
（15歳未満の方及び成年被後見人の方は、法定代理人とともに来てもらう必要があります）

必要書類

- ・QRコード付き申請書（お持ちの場合）
（通知カードの下の部分または令和4年2月、令和4年7～9月に送付されたもの）
- ・本人確認書類 次の(1)から(4)のいずれか（AとBの詳細は下表をご覧ください。）

(1)A 2点

(2)A 1点+B 1点

(3)A 1点+照会回答書（※）

(4)B 2点+照会回答書（※）

※照会回答書を住民登録地の住所へ送付します。照会回答書を当日持参いただくことで、本人確認を行いますので、申し込みの際に照会回答書の送付を依頼して下さい。

A 書類	(顔写真付きのもの)
	運転免許証、運転免許経歴証明書、パスポート、身体障がい者手帳 療育手帳、在留カード など
B 書類	(顔写真が付いていないもの)
	健康保険等の資格確認書、介護保険の被保険者証、年金手帳、医療受給者証など

※カードを職場で受け取るため、通知カード及び住民基本台帳カード（お持ちの方）が別途必要です。

当日の流れ

- ① 申請書に必要事項を記入いただきます。
- ② 本人確認書類の確認と顔写真の撮影を行います。
- ③ 暗証番号を決めていただきます。
- ④ マイナンバーカードについて注意事項等の説明を行います。

マイナンバーカードでできること

- ・本人確認の際の身分証明書としてご利用いただけます。
- ・マイナ救急により、救急搬送時に薬や持病、かかりつけ医などの医療情報を確認できます。
- ・住民票や所得証明などの各種証明書が全国のコンビニで取得できます。
- ・各種行政手続きのオンライン申請にご利用いただけます。（順次拡大予定）
- ・マイナ保険証として利用することができます。（お申し込みが必要です）
- ・運転免許証と一体化してご利用いただけます。

【申し込み・問い合わせ先】

〒528-8502 甲賀市水口町水口6053番地 甲賀市役所市民課 戸籍住民係

TEL 0748-69-2139 / FAX 0748-65-6338 / MAIL koka10201000@city.koka.lg.jp